

令和2年 4月 1日施行

令和6年 4月 1日改正

令和6年12月15日改正

令和8年 1月26日改正

令和8年 7月 1日改正

北小校区共生ステーション利用規約

長久手市地域共生ステーション条例第11条及び長久手市地域共生ステーション規則第10条に基づき、北小校区共生ステーションの管理及び運営に必要な事項を定めます。

1 北小校区共生ステーション

地域共生ステーションは、地域住民が気軽に集い、語らい、地域のためにさまざまな取り組みを行うための拠点であり、居場所です。

2 北小校区共生ステーションの理念

北小校区共生ステーションがオープンする前から、地域住民で構成される「北のステーション部会」にて、市民主体の北小校区共生ステーションの設置を目指し、やりたいこと、できることを形にし、少しでも多くの市民に広めようと「北小校区共生ステーションの理念」を基に、話合いや活動を行ってきました。

これからも北小校区共生ステーションの運営と利用方法を地域の皆さんと一緒に考えていくため、北小学校区まちづくり協議会とともに、この理念を大切に守っていきます。

理念1 まちづくりの拠点

～住民でできることは住民で～

理念2 福祉の拠点

～そこに行けば必ず誰かがいて
相談にのってもらえる～

理念3 人と情報の交差点

～わかること、知ることは
安心な暮らしにつながる～

理念4 地域デビューの拠点

～出会いときっかけの場所～

3 施設の概要

(1) 開館時間

原則午前 9 時から午後 5 時まで（休館日を除く）

※地域の必要に応じて夜間の開館を行う場合があります。

(2) 休館日

年末年始（12月28日から1月4日まで）

ただし、警報発令時及び施設の清掃や保安点検等により臨時休館となる場合があります。

(3) 施設及び設備（未就学児は保護者の同伴が必要です。）

ア 会議室 1、会議室 2、会議室 3（調理室）

(ア) 無料の貸出し備品として、プロジェクター、スクリーン、ポータブルワイヤレスアンプ（マイク 2 本）、ラジカセがあります。

(イ) 打合せや会議などに際して、アルコール類を除く軽食程度の飲食をすることができます。ただし、飲食のみを目的とした利用はできません。

(ウ) 会議室 3（調理室）では調理及び調理したものの飲食ができます。冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、食器はご自由にお使いください。

イ フリースペース

利用申請の必要はありません。いつでも誰でも自由に利用することができますので、譲り合って利用してください。ただし、ゲーム機の充電はできません。

なお、利用方法に応じて、利用登録団体がフリースペースを占有利用する場合があります。この場合は、会議室 1、2 をフリースペースの代替えとして確保します。

ウ 授乳室

授乳やおむつ替えに利用できます。

エ 畑・花壇

当面の間は、市が管理します。

オ インターネット（無線 LAN）

開館時間内に利用できます。利用を希望される方は、パスワードを付与するため、窓口に出してください。ただし、ソフトやゲームなどのダウンロードはできません。

カ 印刷機

製版 1 枚あたり 30 円、印刷 10 枚あたり 10 円です。印刷用紙は、各自ご持参ください。

4 会議室の利用方法

(1) 利用登録

会議室1、会議室2、会議室3（調理室）（以下「会議室」という。）を利用するには、事前に利用登録が必要です。「北小校区共生ステーション会議室利用登録申込書」を窓口に提出してください。

市が活動内容等を確認のうえ、「北小校区共生ステーション会議室利用登録通知書」を交付します。なお、内容の確認には、約1～2ヶ月程度の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、申請内容については、個人情報に配慮したうえで、北小学校区まちづくり協議会ステーション運営委員会にも共有します。

翌年度以降にわたって利用を継続したい場合は、毎年度登録を更新してください。

利用登録後に登録内容の変更があった場合や登録の取り消しを希望する場合は、速やかに届出を行ってください。

(2) 利用登録できる団体

利用登録できる団体は、次の条件をすべて満たす団体です。

- ア 市内で地域の活性化や課題解決等の地域活動に取り組むこと。
- イ 北小学校区のまちづくりに協力できる団体、かつ団体の構成員が市内在住、在勤、在学又は在活の方が過半数以上であること。
- ウ 「北小校区共生ステーションの理念」に沿った活動を行うこと。

(3) 利用申請

会議室を利用する場合は、利用日の3か月前の同日から申請することができます。「長久手市地域共生ステーション会議室利用申請書」を窓口まで提出してください。

ただし、北小学校区まちづくり協議会、長湫地区北部自治会連合会、社会福祉協議会及び市の申請については、その限りにはありません。

5 その他

(1) 喫煙について

北小校区共生ステーション敷地内は禁煙です。

(2) 飲食について

北小校区共生ステーション敷地内で飲酒はできません。

(3) 片付けについて

- ア 施設の利用後は片付けを行い、ごみは各自でお持ち帰りください。
- イ 机・いす等の配置、その他利用されたものは元の位置に戻してください。

ウ 会議室の利用時間には、片付けや職員による点検の時間も含まれます。
終了時間には退出を完了してください。

(4) 注意事項

- ア 他人の迷惑になる行為はしないでください。
- イ 施設及び備品の取り扱いは丁寧に行ってください。
- ウ 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為は禁止します。
- エ 施設内に私物を保管することはできません。

(5) 利用の制限について

- ア 営利を目的（営業活動、参加料で収益を得るもの、内部講師への謝礼を回収するもの等）とした利用はできません。なお、材料費や外部講師への謝礼等で実費回収するための費用の徴収はできますが、必要に応じ、内訳の提示を求めることがあります。
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とした利用はできません。
- ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする利用はできません。

(6) その他

利用内容に疑義が生じた場合は、利用内容の説明および説明書類を求める場合があります。